

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	926	監査委員監査の事務運営	監査委員事務局	地方自治法第195条及びつくば市監査委員条例に基づき選任した監査委員に、報酬等の支給及び資質向上を促す。	地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査、検査及び審査を実施する監査委員に対し、報酬及び費用弁償を支給するとともに、各委員が研修等に参加し資質向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員3名に対し、毎月の報酬及び費用弁償を遅滞なく支給した。 ・全国都市監査委員会及び茨城県都市監査委員会の総会、研修会等に参加し、監査委員として必要とされる知識の習得及び情報交換が図られた。
2	927	監査等事務運営	監査委員事務局	定期監査、決算審査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査などの監査等が、効果的かつ効果的に実施できるよう補助するとともに、その結果を公表し市民に周知する。	事務局職員が、監査方針及び年間監査計画に基づき予備調査等を実施するとともに、監査等を補助する。また、事務局職員が研修及び会議等に参加し、資質向上や情報交換を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的、効率的な監査の実施につながるよう、監査委員を補助することができた。 ・積極的に研修に参加することにより、事務局職員としての資質向上が図られた。